

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第35号

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成20年四日市市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(変更の届出)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 条例第6条第1項の規定による変更の届出が次の各号に掲げる変更の届出の場合にあつては、当該各号に定める書面を前項の届出書に添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第3条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出</p> <p>ア 営業所を新たに設置する場合 第3条第2項に掲げる書類、<u>同条第3項第7号</u>に掲げる書類及び商業登記の変更を必要とする場合においては、登記事項証明書</p> <p>イ 営業所の所在地を変更する場合 <u>第3条第3項第7号</u>に掲げる書類及び商業登記の変更を必要とする場合においては、登記事項証明書</p> <p>3 (略)</p>	<p>(変更の届出)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 条例第6条第1項の規定による変更の届出が次の各号に掲げる変更の届出の場合にあつては、当該各号に定める書面を前項の届出書に添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第3条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出</p> <p>ア 営業所を新たに設置する場合 第3条第2項に掲げる書類、<u>同条第3項第6号</u>に掲げる書類及び商業登記の変更を必要とする場合においては、登記事項証明書</p> <p>イ 営業所の所在地を変更する場合 <u>第3条第3項第6号</u>に掲げる書類及び商業登記の変更を必要とする場合においては、登記事項証明書</p> <p>3 (略)</p>

<p>4 条例第3条第1項第4号に掲げる事項の変更（浄化槽管理士が新たに登録される場合に限る。）の届出 第3条第3項第2号から第4号までに掲げる書類</p>	<p>4 条例第3条第1項第4号に掲げる事項の変更（浄化槽管理士が新たに登録される場合に限る。）の届出 第3条第3項第2号及び第3号に掲げる書類</p>
--	--

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

浄化槽保守点検業登録申請書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

（申請者）住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

電話番号

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定により、次のとおり登録の申請をします。

登録の種類	新規・更新		
	名称	所在地	電話番号
四日市市内を営業区域とする営業所の名称及び所在地			
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 *法人の場合のみ記入			
浄化槽管理士の氏名、浄化槽管理士免状の交付番号及び所属営業所	氏名	免状の交付番号	所属する営業所
申請時において既に受けている登録	年	月	日 第 号

（規格A4）

- （添付書類）
- 1 誓約書
 - 2 保守点検器具明細書及び写真
 - 3 事業計画書
 - 4 浄化槽管理士の研修計画書
 - 5 浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書面
 - 6 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の住民票の写し又はこれに代わる書面
 - 7 法人にあつては、登記事項証明書
 - 8 個人にあつては、住民票の写し又はこれに代わる書面
 - 9 営業所の平面図並びに付近の見取図及び写真

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第2号様式（第3条関係）

誓 約 書

私（当法人）は、四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第1号から第6号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

（申請者）住所
氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

四日市市上下水道事業管理者

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

（規格A4）

第9号様式及び第10号様式を次のように改める。

第9号様式（第6条関係）

浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

（届出者）住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	第 号		
登録年月日	年 月 日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	
変更年月日	年 月 日		
変更の理由			

（規格A4）

- （添付書類）
- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更の場合・・・住民票の写し若しくはこれに代わる書面又は登記事項証明書
 - 2 営業所を新たに設置する場合・・・保守点検器具明細書、写真、営業所の平面図、付近の見取図及び写真並びに商業登記の変更を必要とする場合においては、登記事項証明書
 - 3 営業所の所在を変更する場合・・・営業所の平面図、付近の見取図及び写真並びに商業登記の変更を必要とする場合においては、登記事項証明書
 - 4 法人の代表者又は役員の変更の場合・・・登記事項証明書及び新たに役員となるものがある場合においては、誓約書
 - 5 浄化槽管理士が新たに登録される場合・・・研修計画書、浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書面及び住民票の写し又はこれに代わる書面

《届出者の記載に当たっては、届出者の署名又は記名押印をすること》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第10号様式（第7条関係）

浄化槽保守点検業廃業等届出書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

（届出者）住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

浄化槽保守点検業者	氏名又は名称 （法人にあつては、名称及び代表者氏名）		
	住 所		
	登 録 番 号	第	号
	登 録 年 月 日	年	月 日
廃 業 等 年 月 日			
廃 業 等 の 理 由			
届出者と浄化槽保守点検業者であつた者との関係	浄化槽保守点検業者が個人であつた場合	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人（続柄 ）	
	浄化槽保守点検業者が法人であつた場合	<input type="checkbox"/> 元役員 <input type="checkbox"/> 破産管財人 <input type="checkbox"/> 精算人	

（規格A4）

《届出者の記載に当たっては、届出者の署名又は記名押印をすること》
 ※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第15号様式を次のように改める。

第15号様式（第13条関係）

浄化槽保守点検報告書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第13条の規定により、次のとおり報告します。

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
------	-----	-------	-------

営業所名							
区 分	～20人	21～ 50人	51～ 100人	101～ 300人	301～ 500人	501人 ～	合計
単独浄化 槽	()	()	()	()	()	()	()
合併浄化 槽	()	()	()	()	()	()	()
営業所名							
区 分	～20人	21～ 50人	51～ 100人	101～ 300人	301～ 500人	501人 ～	合計
単独浄化 槽	()	()	()	()	()	()	()
合併浄化 槽	()	()	()	()	()	()	()

（規格A4）

備考 件数は、四日市市内の実施基数を記載し、()には延べ実施回数を記載すること。

《氏名の記載に当たっては、本人の署名又は記名押印をすること》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)